

令和7年度 大分県の 労働災害の現状

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

第98回 全国安全週間

令和7年7月1日～7日 準備期間6/1～30

スローガン：多様な仲間と 築く安全 未来の職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。それぞれの事業場における労使が協調した労働災害防止対策の展開によって、大分県の労働災害は長期的には減少しているものの、近年の増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、全国安全週間実施要綱に定められた事項のほか、第14次労働災害防止計画（9,10ページ参照）に基づく施策等の着実な推進について、引き続き労使一丸となった取組をお願いいたします。

準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - ・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備・経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任・安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - ・ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

オ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実

- ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ・ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ・ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

- ・ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・ トラックの逸走防止措置の実施
- ・ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- ・ 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ・ 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ・ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ・ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

(ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

エ 製造業における労働災害防止対策

- ・ 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ・ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ・ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

オ 林業の労働災害防止対策

- ・ チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・ 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- ・ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ・ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- ・ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- ・ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- ・ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ・ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

ウ 交通労働災害防止対策

- ・ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ・ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ・ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ・ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- ・ 熱中症のおそれのある作業者を早期に発見するための連絡整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ・ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ・ 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- ・ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ・ その他請負人等が上記①アから③エに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

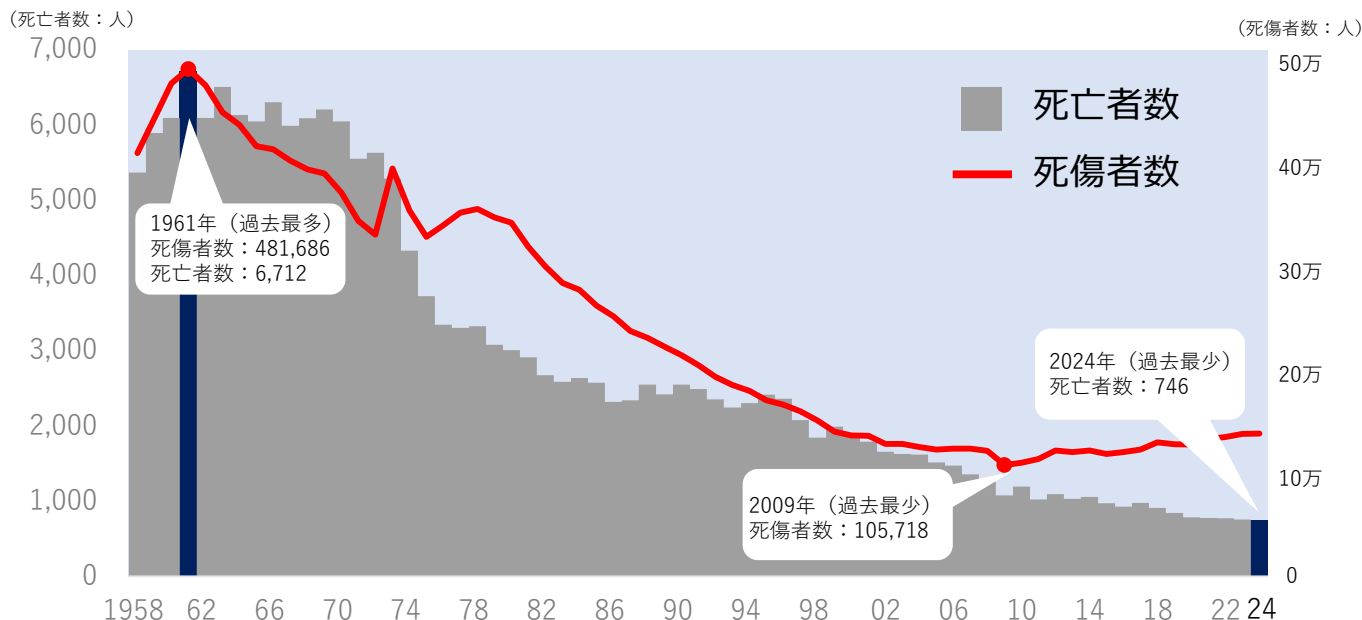
令和7年5月30日に
令和6年の労働災害発生
件数の確定値が発表

労働災害発生状況



労働災害による死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告、労災保険給付データ。死傷者数に死亡者数を含む。
※ 新型コロナウイルス患者を除く。
※ 1972年以前は休業8日以上、1973年以降は休業4日以上死傷者数を表す。



☞ 全国の令和6年の死亡者数は過去最少の746人（前年比－9人）でした。

☞ 令和6年の死傷者数は135,718人でした。



休業4日以上死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。死傷者数に死亡者数を含む。
※ 新型コロナウイルス患者を除く。



☞ 令和6年の死亡者数は10人（前年比－6人）でした。死亡者の業種内訳は、建設業1人、製造業4人、運輸交通業2人、商業1人、その他の第三次産業が2人でした。

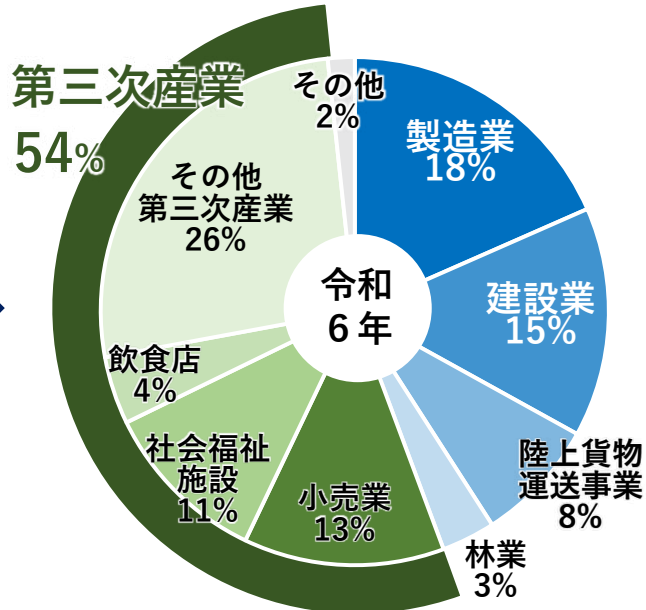
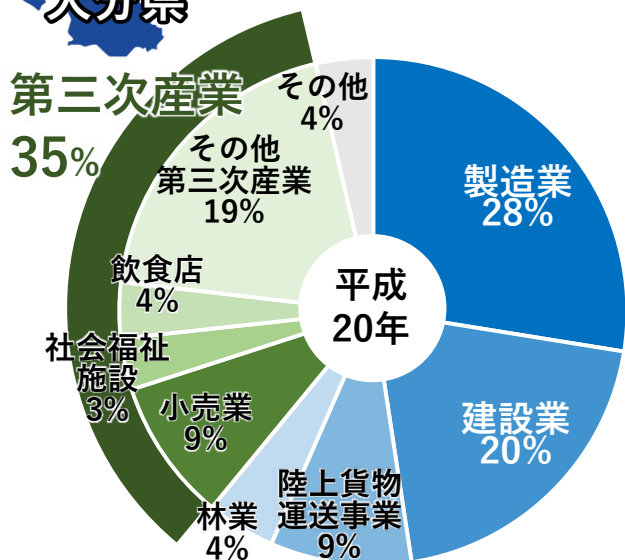
☞ 令和6年の死傷者数は、3年連続で増加し（前年比＋1.7%）、過去15年間で最多となり、平成20年頃の水準へと戻っています。



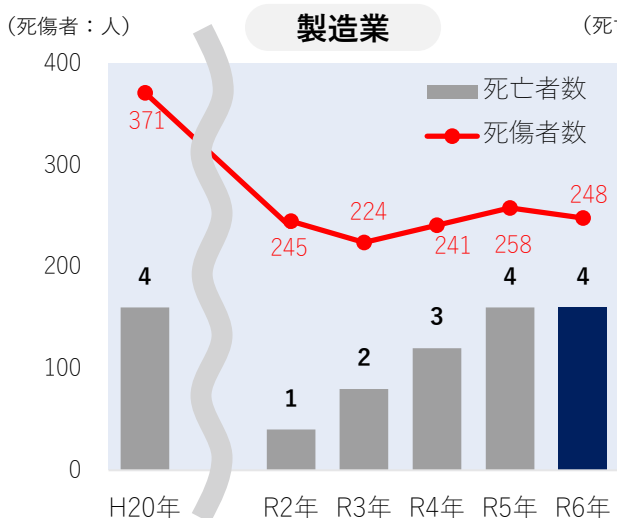
休業4日以上死傷者数

主要業種の割合と推移

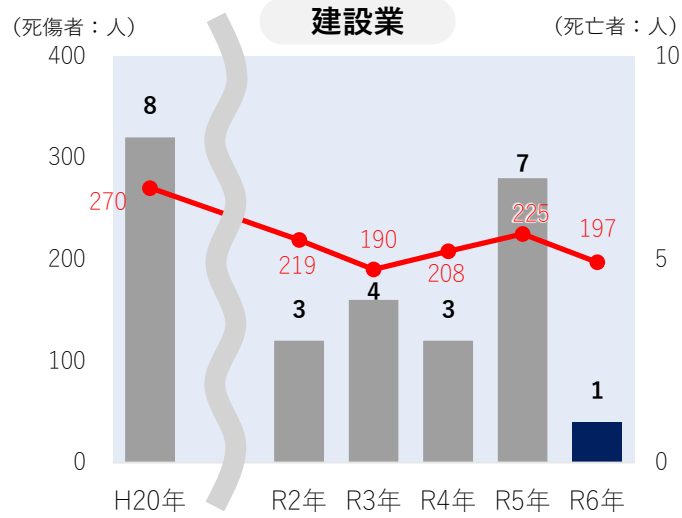
新型コロナウイルス
感染者を除く死傷者数



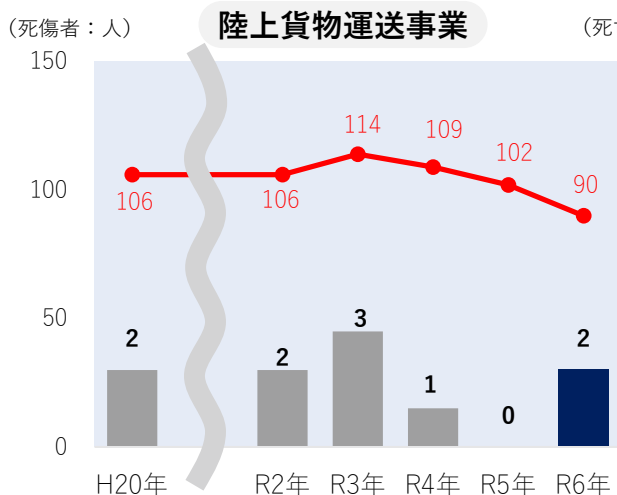
☞ 災害発生件数がほぼ同数であった平成20年と比較して労働災害の発生状況を見てみると、発生業種の割合は大きく変化しており、特に第三次産業の割合が増加しています。



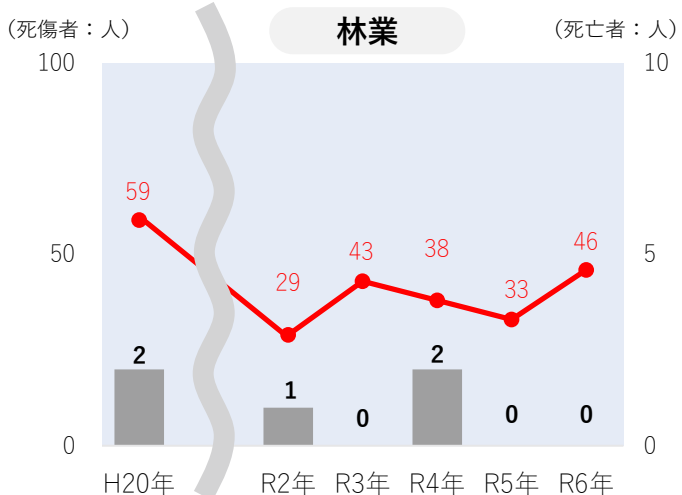
☞ 死傷者数は長期的には減少していますがここ数年は横ばいです。



☞ 死亡災害は1件となり過去最少でした。
☞ 死傷者数はここ数年増減を繰り返しています。



☞ 死傷者数は3年連続で減少しています。



☞ 死亡災害は発生しませんでした。
☞ 死傷者数は昨年、大きく増加しました。



大分県

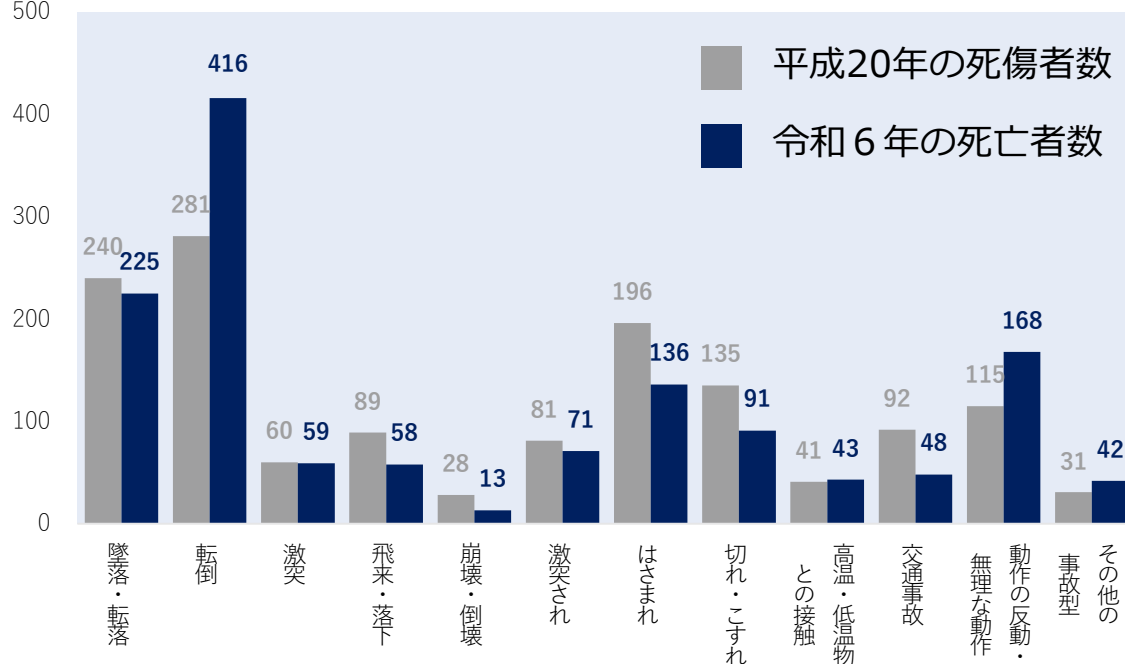
休業4日以上之死傷者数

平成20年と令和6年の比較

新型コロナウイルス患者
を除く死傷者数

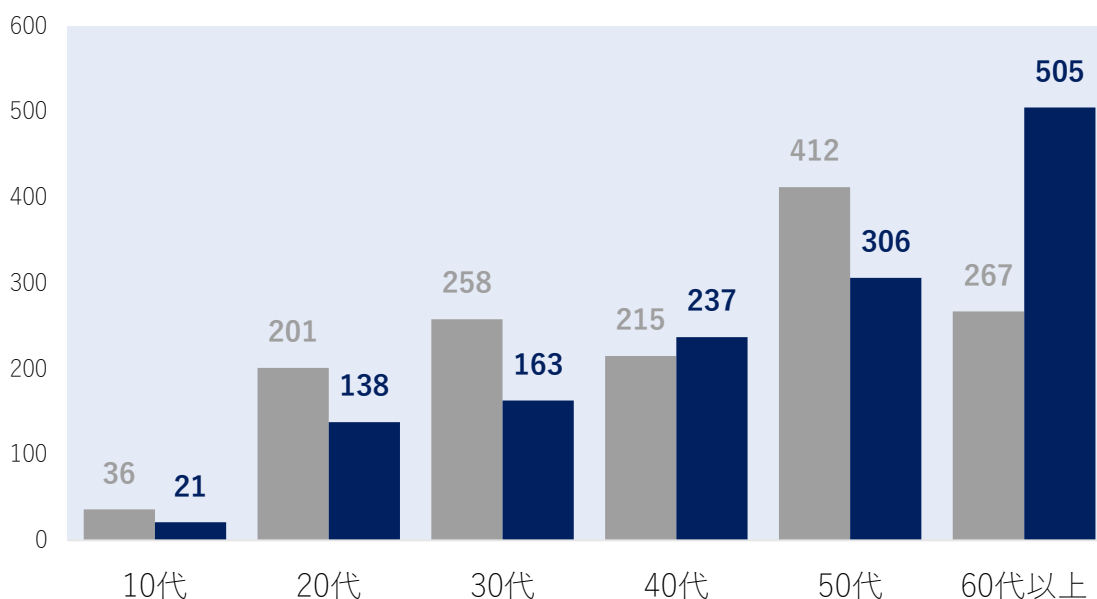
事故の型別

(人) 500



- ☞平成20年と令和6年を比較すると、多くの事故の型で減少していますが、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」では増加していることがわかります。
- ☞なお、15年連続で「転倒」が事故の型としては最多の類型となっています。
- ☞令和6年には「はさまれ、巻き込まれ」で最多の3件の死亡災害が発生しています。

被災者年齢別



- ☞平成20年と令和6年を比較すると、10～30代、50代で減少、40代で微増となっていますが、60代以上で大幅に増加していることがわかります。



大分県 休業4日以上の死傷者数

業種別 新型コロナウイルスり患者を 除く死傷者数

業種	令和 6年		令和 5年		死 傷 者 増 減 数	死 傷 者 前 年 比
	死 亡 者	死 傷 者	死 亡 者	死 傷 者		
1 食料品製造業		50		54	▲4	92.6%
2 繊維工業		1		0	0	
3 衣服その他の 繊維		1		4	▲3	25.0%
4 木材・木製品		29		28	1	103.6%
5 家具・装備品		3		5	▲2	60.0%
6 パルプ等		4		3	1	133.3%
7 印刷・製本		3		1	2	300.0%
8 化学工業		15		12	3	125.0%
9 窯業土石製品	1	17	1	26	▲9	65.4%
10 鉄鋼業		11	1	6	5	183.3%
11 非鉄金属		2		3	▲1	66.7%
12 金属製品	1	28	1	33	▲5	84.8%
13 一般機械器具		6		7	▲1	85.7%
14 電気機械器具		9		15	▲6	60.0%
15 輸送機械製造	1	39		37	2	105.4%
16 電気・ガス・ 水道業	1	5	1	2	3	250.0%
17 その他の製造		25	1	22	3	113.6%
1 製造業	4	248	4	258	▲10	96.1%
2 鉱業		2		1	1	200.0%
1 土木工事業	1	71	6	83	▲12	85.5%
2 築工事業		76		79	▲3	96.2%
3 その他の建設業		50	1	63	▲13	79.4%
3 建設業	1	197	7	225	▲28	87.6%
1 鉄道等		0		3	▲3	0.0%
2 道路旅客 運送業		12		17	▲5	70.6%
3 道路貨物 運送業	2	90		102	▲12	88.2%
4 運輸交通業	2	106		123	▲17	86.2%
1 陸上貨物 取扱業		0		0		
2 港湾運送業		2		3	▲1	66.7%
5 貨物取扱業		2		3	▲1	66.7%

業種	令和 6年		令和 5年		死 傷 者 増 減 数	死 傷 者 前 年 比
	死 亡 者	死 傷 者	死 亡 者	死 傷 者		
1 農業		26		24	2	108.3%
2 林業		46		33	13	139.4%
6 農林業		72		57	15	126.3%
1 畜産業		8	2	13	▲5	46.2%
2 水産業		8	1	3	5	266.7%
7 畜産・水産業		16	3	16	0	100.0%
1 卸売業		23		25	▲2	92.0%
2 小売業	1	172	2	171	1	100.6%
3 理美容業		3		2	1	150.0%
4 その他の商業		10		10		100.0%
8 商業	1	208	2	208		100.0%
9 金融・広告業		10		18	▲8	55.6%
10 映画・演劇業		0		0	0	
11 通 信 業		20		16	4	125.0%
12 教育・研究業		9		7	2	128.6%
1 医療保健業		61		57	4	107.0%
2 社会福祉施設		161		144	17	111.8%
3 その他の 保健衛生業		4		2	2	200.0%
13 保健衛生業		226		203	23	111.3%
1 旅館業		37		37	0	100.0%
2 飲食店		58		43	15	134.9%
3 その他の 接客娯楽業		18		20	▲2	90.0%
14 接客娯楽業		113		100	▲13	113.0%
15 清掃・と畜業		82		68	14	120.6%
16 官 公 署		0		4	▲4	0.0%
17 その他の事業	2	59		40	19	147.5%
第三次産業合計	3	727	2	664	63	109.5%
合 計	10	1,370	16	1,347	23	101.7%

※死亡者数は、死傷者数の内数。

※「第三次産業」は8号～17号の合計。

※前ページの「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計。



死亡災害発生状況 | 令和6年

No.	発 生 月	性 別	職 種	災 害 発 生 状 況
	時 間 帯	年 齢	経 験	
	業 種	事 故 の 型		
		起 因 物		
1	1 月	男	技術者	時間外労働の蓄積により、自転車で帰宅途中に倒れ、死亡したもの。
	21時台	50代	33年	
	その他の事業	その他		
		起因物なし		
2	1 月	男	作業員	クレーン（つり上げ荷重2.8 t）を用いてアルミ板2枚（合計重量約250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから吊り具のベルトが外れたため、アルミ板が落下し、頭部に激突したもの。
	15時台	20代	7 年	
	金属製品製造業	飛来、落下		
		クレーン		
3	4 月	男	運転手	無人のミキサー車が前進し始めたため、同車に走って近づいたところ、ミキサー車が法面で横転し、地面と車体との間に挟まれたもの。
	11時台	50代	7 年	
	窯業土石製品製造業	はさまれ、巻き込まれ		
		トラック		
4	4 月	男	運転手	停泊中の貨物船内で、トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に走って近づいたところ、車両と船舶内壁との間に挟まれたもの。
	18時台	50代	26年	
	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ		
		トラック		
5	4 月	男	運転手	国道を積載型トラッククレーンで走行中、対向してきた大型トレーラーと正面衝突したもの。
	5 時台	50代	2 か月	
	道路貨物運送業	交通事故(道路)		
		トラック		
6	5 月	女	販売員	ガソリンスタンドで、乗用車を洗車機内へ誘導していたところ、乗用車の運転手が操作を誤ったため、乗用車と壁との間に挟まれたもの。
	15時台	30代	3 年	
	小売業	はさまれ、巻き込まれ		
		乗用車、バス、バイク		
7	5 月	男	作業員	ドラグショベルを使用して雨水排水溝に溜まった土砂を除去する作業中、突然ドラグショベルの座席と一体となったエンジンカバーが開き、後ろ向きに振り落とされるようにして地面に墜落したもの。
	15時台	70代	18年	
	土木工事業	墜落、転落		
		掘削用機械		
8	8 月	男	警備員	道路改良工事現場で交通誘導を行っていたところ、熱中症により倒れ、翌日に死亡したもの。
	15時台	50代	2 年	
	その他の事業	高温・低温の物との接触		
		高温・低温環境		
9	9 月	男	点検員	太陽光発電所の見回り点検に一人で行ったが、同日、事務所に帰ってこなかった。翌日に発電所敷地内の雑木林で倒れているところを発見されたもの。
	11時台	80代	4 年	
	電気・ガス・水道業	転倒		
		地山、岩石		
10	10月	男	作業員	建造中の船舶のタンク内部で塗装作業を行っていたところ、有機溶剤のガスに引火して爆発したもの。
	15時台	70代	50年	
	輸送用機械等製造業	爆発		
		可燃性のガス		

「令和7年1月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されています」

監督署への届出・ 報告の電子化について



令和7年1月1日より、以下の手続きについて、
電子申請が原則義務化されています。

- ・労働者死傷病報告
- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告



電子申請に関するよくあるご質問

Q1 手続きのやり方がわからない

A.大まかな流れは以下のとおりです。

①右の二次元バーコードや検索エンジンからサイトにアクセスし、「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はコチラ）」をクリックしてください。

②e-Govアカウントの入力を求められるため、e-Govアカウント作成時に登録したメールアドレスとパスワードを入力してください（G.biz IDやGoogleアカウント等でもログイン可能）。いずれもお持ちでない場合はログインボタンの下の「e-Govアカウント登録ページへ」で登録手続きを行ってください。

③ログイン後、「帳票作成メニュー」ページに遷移するので、行いたい手続きを選択すると入力画面に切り替わります。必要事項を記載し、「内容を確認する」ボタンを押し、入力漏れがないか確認してください。エラーがなければポップアップしたウィンドウにある「申請に進む」ボタンを押してください。

④申請が完了すると、「申請結果」ページが表示され、「到達番号」が割り振られていることを確認してください。同ページの「メニューに戻る」をクリックすると「帳票作成メニュー」ページに申請が「申請案件一覧」に反映されていることを確認してください。



厚生労働省「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」



厚生労働省「電子申請サービス利用説明書」

一連の手続きについての詳細は右上の電子申請サービス利用説明書も御参照ください。

Q2 紙の提出はできないのですか？

A.可能です。上記の手続きについては、条文上、電子申請によって行っていただくことになっていますが、行政通達により、例外的に当面の間については紙での報告も可能です。

ただし、労働者死傷病報告については、以前に使っていた紙様式（様式第23号、24号）は使用できなくなっている（法令上、存在しないことになっている）ため、右の二次元バーコードや検索エンジンから正しい様式を入手してください。



厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和1月1日施行）」

Q3 義務化されていない手続き以外は電子申請できないのですか？

A.可能です。例えば特定化学物質健康診断結果報告や電離放射線健康診断、特定元方事業者の事業開始報告などが手続き可能です。

ただし、義務化されていない手続きの電子申請については右の電子印がある控えは入手できず、申請を受け付けた旨の通知があるだけですのでご注意ください。（今後、システムの改修がある予定です。）



Q4 Q1の「内容を確認する」を押してもウィンドウが出てきません

A.入力漏れがないか確認してください。エラーがあるとウィンドウは出てこず、入力ページ上部に赤字で不足箇所の指摘がなされますので、当該箇所をご覧の上、訂正をお願いします。

第14次 労働災害 防止計画

大分労働局

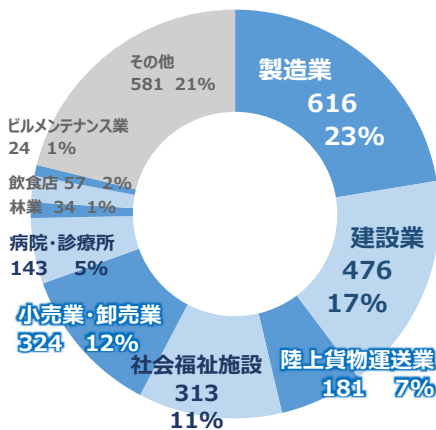
アウトプット指標の達成状況まとめ

令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度

14次防の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。
重点事項ごとに定めたアウトプット指標により、毎年、実施状況を確認・評価します。
計画の2か年終了時点のアウトプット指標の達成状況等は以下のとおりです。

14次防取組状況点検票 の回収状況

令和7年3月31日現在
N=2,749

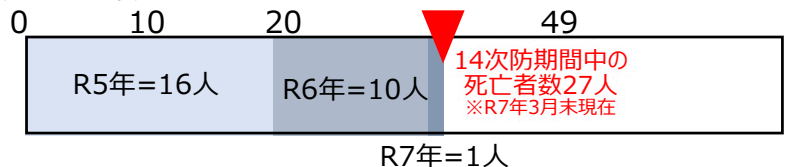


数値目標※の達成状況

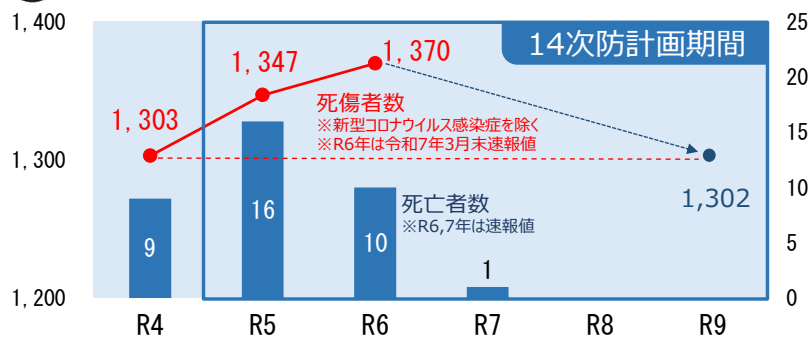
※アウトカム指標（＝アウトプットの達成を目指した場合に期待される結果）



死亡者数 13次防期間（55人）から10%（6人）以上減少させる



死傷者数 令和4年（1,303人）から減少させる

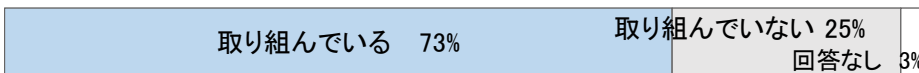


アウトプット指標の達成状況

令和7年3月31日現在（小数点の処理により合計が100%となっていない場合があります。）

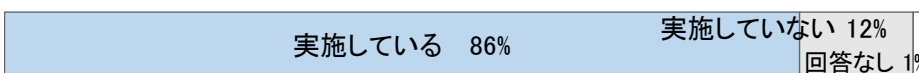
労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数2,749
全業種

卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。



集計母数780、正社員のみ66
小売業・卸売業、病院・診療所、社会福祉施設

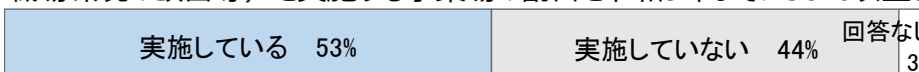
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（44%）と比較して令和9年までに増加させる。



集計母数 456
病院・診療所、社会福祉施設

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数2,414
60歳以上がいない335
全業種

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数777
外国人労働者がいない1,972
全業種

業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する**陸上貨物運送事業等**の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和9年までに45%以上とする。

実施している 68%	実施していない 30%	回答なし 1%
------------	-------------	---------



集計母数538
陸上貨物運送事業、荷主事業場

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む**建設業**の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

実施している 86%	実施していない 10%	回答なし 4%
------------	-------------	---------



集計母数476
建設業

「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む**製造業**の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

実施している 87%	実施していない 4%	回答なし 9%
------------	------------	---------



集計母数616
製造業

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 88%	実施していない 3%	回答なし 9%
------------	------------	---------



集計母数34
林業

労働者の健康確保対策の推進

年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。**平均64.3%**



集計母数2,301、回答なし448
全産業

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

導入している 42%	導入していない 55%	回答なし 3%
------------	-------------	---------



集計母数2,749
全産業

メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。

取り組んでいる 71%	取り組んでいない 28%	回答なし 1%
-------------	--------------	---------



集計母数2,749
全産業

使用する労働者50人未満の小規模事業場における**ストレスチェックの実施**の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 46%	実施していない 53%	回答なし 1%
------------	-------------	---------



集計母数2,007
全産業、労働者50人未満事業場

各事業場において必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

提供している 85%	提供していない 13%	回答なし 2%
------------	-------------	---------



集計母数2,749
全産業

化学物質による健康障害防止対策の推進

安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている**化学物質について、ラベル表示・SDSの交付**を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

ラベル表示を行っている 79%	行っていない 15%	回答なし 6%
-----------------	------------	---------



集計母数1,013、取扱いなし1,736
全産業

SDSを交付している 76%	交付していない 17%	回答なし 7%
----------------	-------------	---------



集計母数951、取扱いなし1,798
全産業

安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の**危険又は健康障害を防止するため必要な措置**を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

リスクアセスメントを実施している 77%	実施していない 16%	回答なし 7%
----------------------	-------------	---------



集計母数971、取扱いなし1,778
全産業

危険又は健康障害の防止に必要な措置を実施している 77%	実施していない 16%	回答なし 7%
------------------------------	-------------	---------



集計母数1,010、取扱いなし1,739
全産業

熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握**し活用している事業場の割合を令和5年（55%）と比較して令和9年までに増加させる。

活用している 52%	活用していない 47%	回答なし 2%
------------	-------------	---------



集計母数2,749
全産業

「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

アウトプット指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。
14次防特設ページからWEB点検票で回答する又は点検票を管轄の監督署へ電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出してください。



14次防
特設ページ
はこちらから

転倒災害を防止せよ

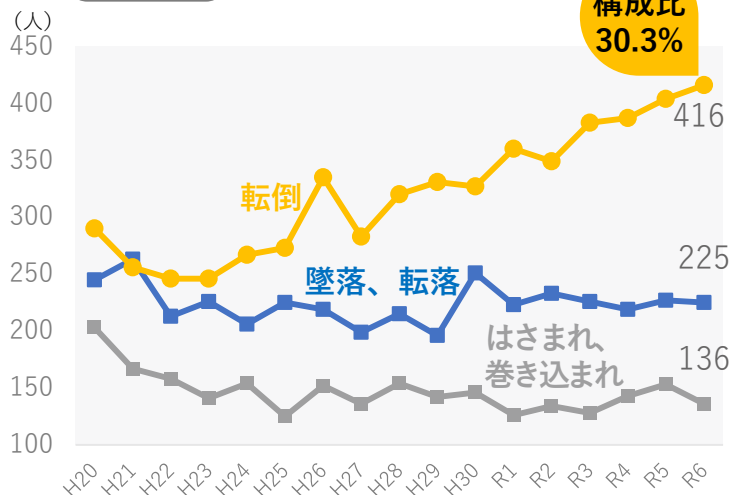


大分県では、労働災害のうち、転倒災害が30.3%を占めています

厚生労働省や大分労働局では、平成27年から転倒災害防止に取り組んできましたが、大分県では、他の事故の型では減少か横ばいとなっているにもかかわらず、依然として、転倒災害の増加傾向に歯止めがかからず、休業4日以上労働災害の中で**転倒災害**が全体の**30.3%**を占め、最も多くなっています。

令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画においても、転倒災害を労働者の作業行動に起因する労働災害として位置づけ、災害件数の減少を目指すこととしています。

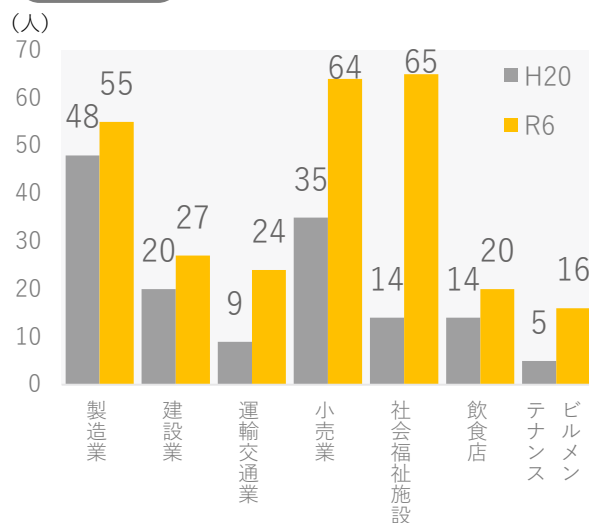
大分県 事故の型別労働災害の推移



出典：労働者死傷病報告

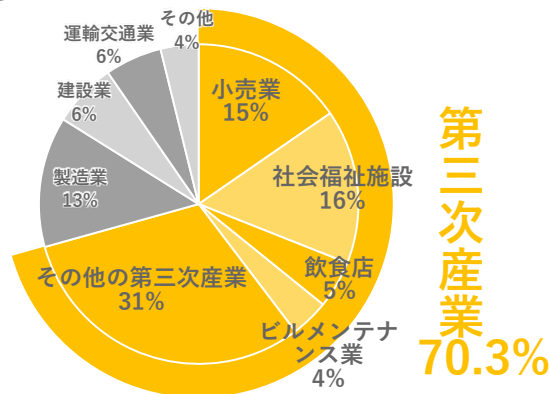
転倒災害の7割以上は第三次産業の職場で発生しています

大分県 転倒災害の業種別発生状況



※出典：労働者死傷病報告

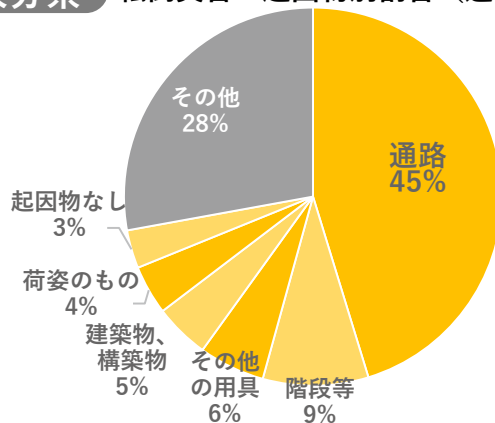
大分県 転倒災害の業種別発生割合（令和6年）



出典：労働者死傷病報告

転倒災害の起因物の半数は「通路」です

大分県 転倒災害の起因物別割合（過去5年）

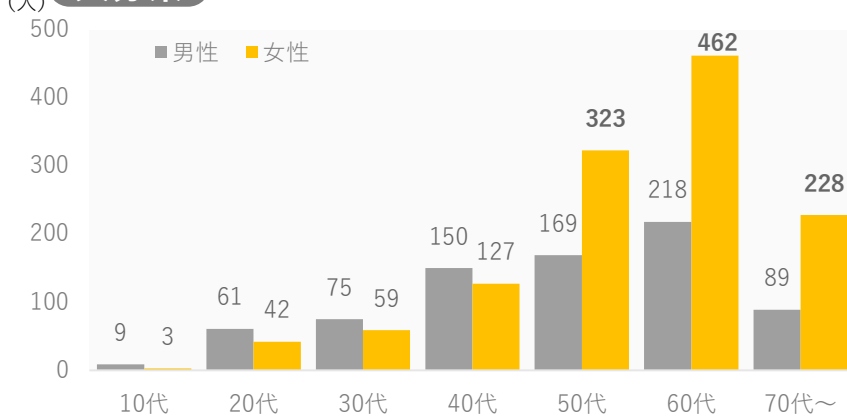


出典：労働者死傷病報告
(令和2～6年)

- ☞ 転倒災害は、平成20年と比較すると、あらゆる産業で増加しています。
- ☞ 転倒災害のうち、**70.3%**が**第三次産業**の職場で発生しています。第三次産業の占める割合は年々増加していますが、令和6年に初めて70%を超えました。
- ☞ 平成20年との比較においても、第三次産業の増加率が高くなっています。
- ☞ 転倒災害の起因物は、「**通路**」が最も多く、45%を占めています。

転倒災害の50%は、50歳以上の女性が被災しています

大分県 転倒災害の年代別・男女別発生状況（令和6年）



出典：労働者死傷病報告

☞5年間の男女別発生件数は、男性：771 女性：1,244と女性が多くなっています。

☞特に**50歳以上の女性の発生件数が多く、全体の50%を占めています。**

☞50歳以上の男女比は概ね1：2となっています。

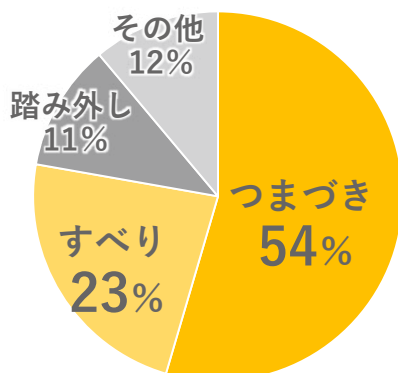
50歳以上の女性労働者への転倒災害防止の取組が必要です。



発生状況別では、つまずきとすべりが大多数を占めています

大分県で過去3年間（令和3年～5年）に発生した転倒災害を、発生状況別につまずき、すべり、踏み外しに分類した結果と災害事例は以下のとおりです。（※期間は休業見込期間）

大分県 転倒災害の発生状況別分類 | 過去3年



つまずき

- 停めていた**フォークリフトの爪**につまずいた（製造業・女・60代・2週）
- 走って移動中、**パレット**につまずいた（製造業・男・30代・9日）
- 厨房で**作業台の脚**に、足が引っかかった（社会福祉施設・女・70代・24日）
- 出入口の泥落とし**マットが浮いていた**ため、つまずいた（小売業・女・50代・3週）
- 扇風機の**コード**に足を引っかけた（製造業・女・70代・1か月）
- 病院の廊下を**小走り**で移動中、つまずいた（医療業・女・50代・1か月）
- お客様の荷物を運んでいるときに駐車場の**車輪止め**につまずいた（タクシー業・男・50代・2か月）

すべり

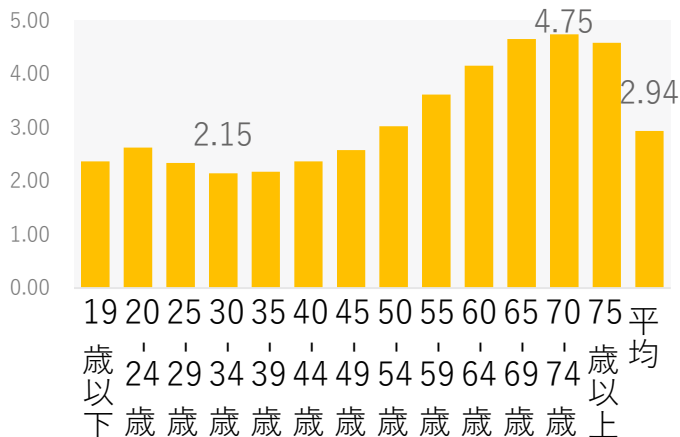
- 敷地内の**砂利道**で転倒した（病院・女・50代・20日）
- 床清掃後に乾燥中の**ワックス**ですべった（小売業・女・50代・6日）
- **凍結**した屋外通路ですべった（飲食店・女・70代・1週）
- **浴室掃除中**にすべった（社会福祉施設・男・60代・4週）

※出典：労働者死傷病報告（令和3～5年）

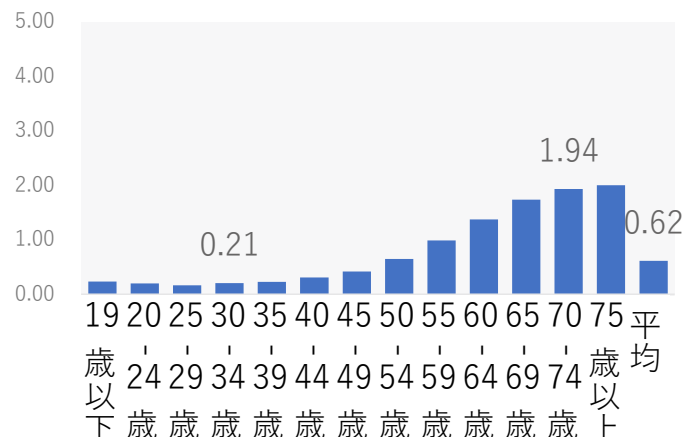
高年齢労働者の労働災害発生率の上昇には転倒災害が大きく寄与しています

令和5年に全国で発生した労働災害を被災者の年齢ごとに分類して年千人率を計算すると、最も低かった群（30-34歳：2.15）と最も高かった群（70-74歳：4.75）で2.60の差があり、高年齢労働者ほど労働災害に遭いやすいことがわかります。一方、労働災害のうち、転倒災害に限定して同様の分析を行うと、30-34歳の群で0.21、70-74歳の群で1.94となりその差は1.73で、高年齢労働者の労働災害発生率を押し上げている大きな要因は転倒災害であることがわかります。

全国 年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷千人率）



全国 年齢層別事故の型別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷千人率）



つまづき転倒災害防止対策のポイント

大分県内で発生した転倒災害のうち、過半数を占めているのはつまづき転倒です。つまづき転倒は、片足を持ち上げて前に振り出す時に足が不意に床面や何らかの物体に接触することにより、転倒のきっかけになりうる現象と定義されます。そのようなつまづきの発生過程においては、**ハード面の原因（周辺の環境）**と**ソフト面の原因（転倒者の心身状態、行動様式）**が複雑に影響しあうため、影響因子の断定が困難です。例えば、床面に凹凸のある環境状態（ハード面の要因）で加齢で足が上がりにくい（ソフト面の要因）作業者が歩行する場合に、この2要因が組み合わさることによってつまづきが誘発される、といった事例が考えられます。

つまり、つまづき転倒についてはピンポイントの対策によって防止をすることが困難で、**総合的な対策が求められる**こととなります。

ハード ソフト

つまづき



ハード面の対策

POINT 4 S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

SEIRI
整理

必要ない物は捨てる

SEITON
整頓

必要な物をすぐに
取り出せるようにする

SEISOU
清掃

綺麗に
掃除をする

SEIKETU
清潔

整理・整頓・清掃
を維持する

☞ **4S**とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

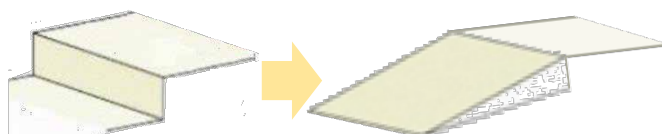
☞ 4S活動は労働災害の防止だけでなく、**作業のしやすさ、作業の効率化も期待**できます。

☞ 人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

☞ 床面に配置する用具、台車は、定位置を決めましょう。

POINT つまづきの原因を取り除いた上で、見える化に取り組む

☞ 事業場内の作業場所及び通路の凸凹や段差を解消する



←フロアマットの
「めくれ」防止、
「しわ」防止の
対策を講じましょう

☞ 電気コード等の取扱いのルールを定めて、労働者に徹底させる

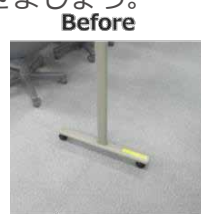
- ・ 通路に電気コード等を横断させない → 架空配線又は床下配線を検討しましょう。
- ・ 電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させましょう。

☞ つまづくおそれがある設備、家具等の脚部を見える化する

☞ 作業場・通路以外の障害物のつまづき防止対策を講じる



- ・ 駐車場と作業場所との間に、適切な通路を設定しましょう。
- ・ 車輪止めの見える化を検討しましょう。
- ・ 客先、訪問先、送迎先での危険箇所の情報を共有して転倒防止について注意を喚起しましょう。



Before



After

☞ ヒヤリハットを体験した箇所に貼り付けるためのシールを作成し掲示することで危険箇所の見える化・共有を図る



ソフト面の対策

POINT 加齢による転倒リスクを知り、転倒しにくい身体づくりに取り組む

☞ ロコモチェックを使って移動機能を確認する

移動機能の衰えのサインがあるか「ロコモチェック」を使って確かめましょう。

※ロコモ（ロコモティブシンドローム）＝「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと。

※ロコモチェック＝「片脚立ちで靴下がはけない」などの7つの項目で確認します。



ロコモONLINE

☞ 市町村が実施している「骨粗鬆症検診」を受診する

中高年齢の女性については、前頁の災害発生状況のとおり、転倒による骨折のリスクが高くなっています。市町村が健康促進事業として一定年齢の女性住民を対象に実施している骨粗鬆症検診を受診しましょう。



政府広報
オンライン

☞ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等を導入する



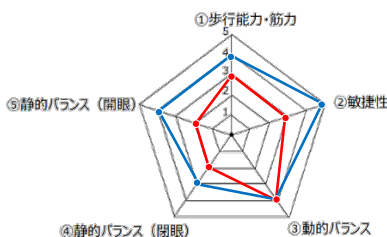
転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

厚生労働科学研究補助金 労働安全衛生総合研究事業の一環として制作したものです。多くの専門家が議論を重ね、心地よい音楽に乗せつつ効果のあるエクササイズの数々をバランスよく組み合わせて振り付けています。

1日1回行えば、ロコモの指標が改善します。



いきいき健康体操



転倒等リスク評価セルフチェック票

身体機能及び身体機能に対する認識等からレーダーチャートを作成することで自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。

左のチャートの場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があるので注意が必要です。



転倒等リスク評価
セルフチェック票

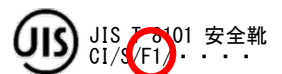
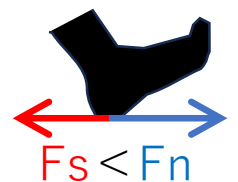
すべり転倒災害防止対策のポイント

つまづきとは異なり、すべりに至る原因としては、ほぼ、**床面と靴底の低摩擦が原因（外的要因）**となるため、床面か靴底又はその両方の摩擦係数を高めることによって、ピンポイントで対策を講じることが可能です。

POINT 耐滑性のある靴を選定し、摩擦係数を高める

☞ JISで耐滑性が認められた靴を履く

すべりは、足から床面に伝わる力の程度を表す接線力係数（Fn）とすべりを止めようとする摩擦係数（Fs）のバランスによって生じます。従って、すべりを防止しようとするれば、歩き方を工夫して接線力係数を下げるか、靴底や床面の摩擦係数を高める対策を採ることになります。JISで耐滑性の認められた靴を選定すれば、摩擦係数を高めることが期待できます。



POINT 床面を改善し、摩擦係数を高める

☞ 防滑床材を導入する、摩耗したら再施工する

靴を選べない場合や浴槽などで裸足で作業をする場合には、床面・路面の方で耐滑性を発揮する必要があります。

例えば、防滑性能の高い床材を敷く、塗布する等の対策が考えられます。

☞ 水で濡れた床面はすぐに掃除する

労働安全衛生総合研究所の調査（※）によれば、すべり転倒は冬季には氷面、夏季には水系で濡れた面で最も多く発生していることがわかっています。冬季の氷面はまだしも、夏季の水系については、よりすべりやすい油系でないことから意外に思われるかもしれませんが。実際に水濡れ面と油塗布面で靴を滑らせる実験を行うと、確かに油面の方が滑りやすい結果になるのですが、水濡れ面でも人を転ばせるのに十分なすべりやすさを持つことがわかっています。



※大西明宏：休業4日以上の労働災害における転倒原因 一 月ごとの集計から見た特徴―，人間工学，56（3），101-107，2020。

「仕事柄、腰痛は仕方ない」とあきらめていませんか？

職場における腰痛予防対策

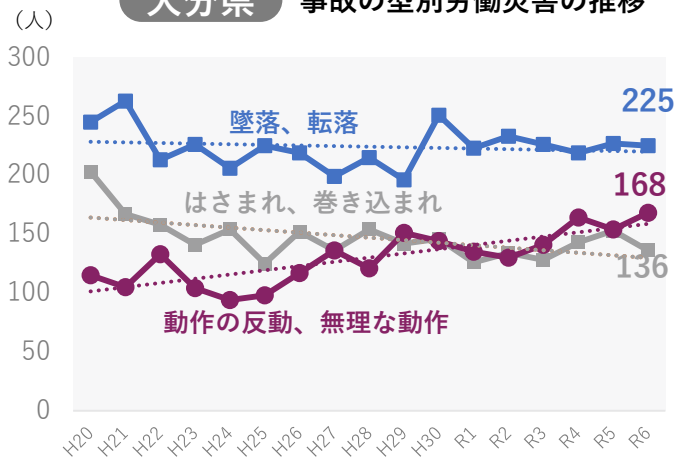


※事故の型が「動作の反動、無理な動作」の労働災害

増え続ける腰痛（※）災害

令和6年

大分県 事故の型別労働災害の推移



転倒災害と並んで、労働災害の発生件数が増加している事故の型が「動作の反動・無理な動作」です。転倒災害同様、他の事故の型の労働災害が漸減していく中において、この類型の労働災害は増加を続けています。

令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画においても、「動作の反動、無理な動作」の労働災害が多い保健衛生業などにおいて**ノーリフティングケア**の導入事業場の割合を増やしていくことを通じてこの類型の労働災害の減少を目指しています。

ノーリフティングケア

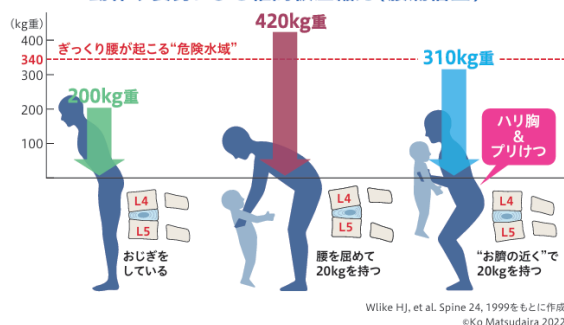
介護される側・する側の双方において安全で安心な、抱え上げない、持ち上げない、引きずらないケアのことを言い、「安全で安心な」看護・介護を提供するには、身体の間違った使い方をなくし、対象者の状態に合わせて福祉用具を有効に活用することが必要です。福祉用具を使うことが目的ではなく、双方の健康的な生活を保証できるケアを実践することを目的とするものです。

腰痛のメカニズムとすぐできる腰痛対策

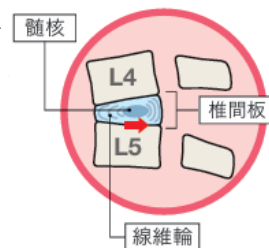
産業保健スタッフのための新腰痛対策マニュアル

(厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 慢性の痛み政策研究) より転載
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202115001A%20sonota1.pdf

動作や姿勢による椎間板圧縮力(腰痛借金)



腰痛は、「不良姿勢」や「持ち上げ動作」といった腰への物理的な負担（＝腰痛借金…腰回りに蓄積された負担のこと）により椎間板の線維輪が傷ついてぎっくり腰になったり、椎間板の髄核が飛び出て椎間板ヘルニアになったりして腰部に痛みが現れます。この腰痛借金をいかに作らないか、作っても返済できるかが腰痛予防の鍵になります。



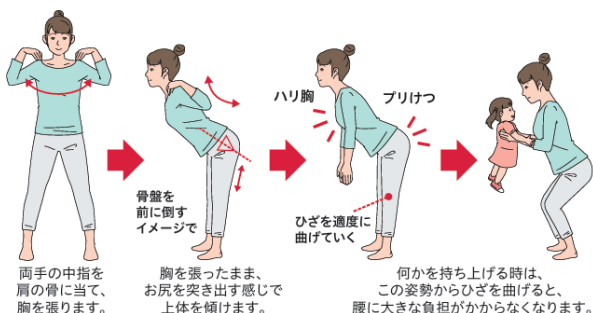
POINT 「腰痛借金」を「つくらない」・「返済する」

ハリ胸&プリけつとは

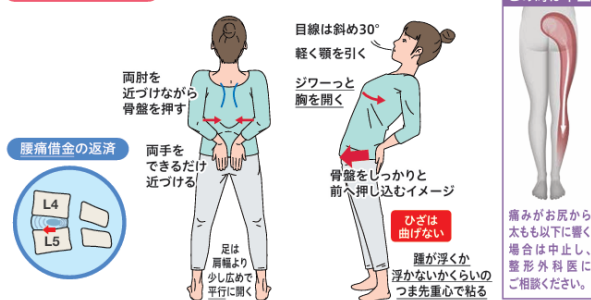
- ① 両手の中指を肩の骨に当て胸を張る。
- ② 肩甲骨を寄せ、胸を張ったまま、お尻を突き出す感じで上体を太ももの付け根(股関節)から前にゆっくりと倒す。骨盤を前に倒すイメージで行い、ハムストリングス(太もも裏)が痛気持ちいい感じで伸びていることを感じる。
- ③ 何かを持ち上げる時は、この姿勢から対象物をできる限り体に近づけ、膝を曲げると腰に大きな負担が掛からない。腰に大きな負担のかかる重量挙げの選手がバーベルを持ち上げる時の姿勢に近い。

腰痛借金対策① 前屈みになる時は「ハリ胸&プリけつ」

「ハリ胸&プリけつ」は腰痛借金をつくりにくくするための切り札です。



腰痛借金対策② これだけ体操



※体操後に痛みや違和感が10秒以上残る場合は無理をしないでください。

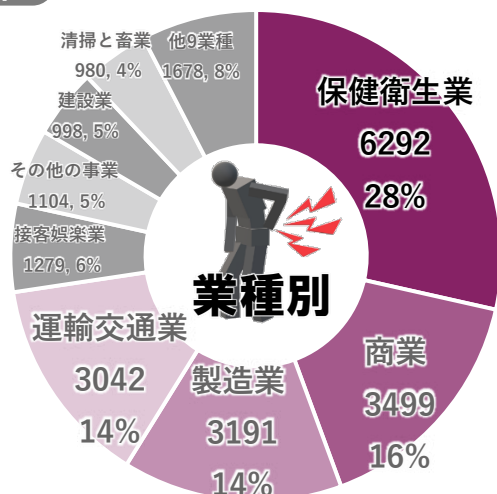
※膝が曲がったり、顎が上がったりしないようにしましょう。また、手を当てる位置はお尻の少し上で、できるだけ小指同士を近づけて行くと、胸が広がり肩甲骨が寄りやすくなるでしょう。

©Ko Matsudaira 2022

看護・介護の現場で多発する腰痛災害

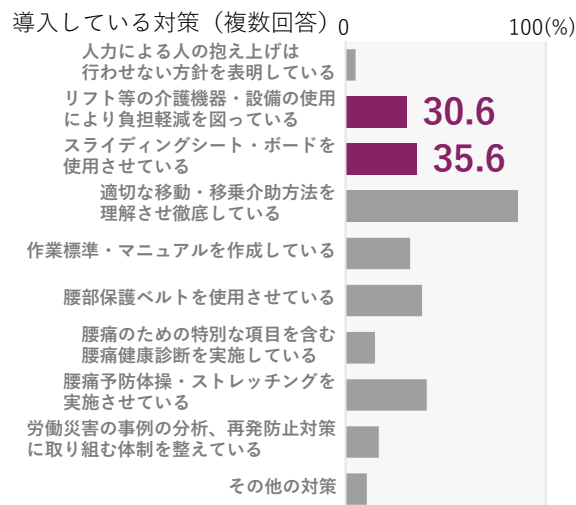
全国

腰痛災害の業種別発生割合（令和5年）



全国

看護・介護での人の抱え上げ作業に係る腰痛予防対策（令和5年）



なかなか導入が進まないノーリフティングケア

腰痛災害の業種別発生割合を見ると、全国的にも大分県内においても、病院や社会福祉施設が分類される「保健衛生業」が最も割合が高いです。平成25年に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」には、『**人力での抱え上げは、原則行わせない。リフトなど福祉機器の活用を促す**』ことが明示されていますが、ノーリフティングケアを実際に導入している事業場の割合は約1/3と決して高いとは言えない状況です。ノーリフティングケアは理論上、利用者・介護者の双方に大きな負担軽減をもたらすはずなのですが、実際にはその導入は進んでいない状況です。

ノーリフティングケアの必要性和目的



従業員も特に困っていないみたいだし、お金もかかるし、うちでは必要ないかな…

上記の指針の中で、「行わせない」という言葉で記載があるとおり、これは管理体制を問うものです。環境を整え、腰痛予防の必要性和抱え上げない技術を教育・指導し、働き方を変えることが求められているということです。介護の職場における人手不足は深刻であり、職場環境の改善も求められています。また、器具の値段は高価なものもありますが、国や大分県がそれらの器具を対象にした補助金を用意しているほか、大分県ではノーリフティングケアを導入する事業場を支援する研修を実施しています。ぜひこれらの施策も活用して、看護・介護の働き方を変えていきましょう。



忙しい中、普段の業務をまわしているのに、新しいことに時間を割いている余裕がない

福祉用具を使用するケアは人力で一気に行うケアよりも時間がかかると思われがちです。しかし、実際は二人で抱えるところを福祉用具を活用して一人で実施できるため施設全体では効率的です。確かに、慣れるまでは少し時間がかかるものの、ノーリフティングケアの導入によって、排泄介助が職員一人で完結できるようになり、むしろ時間的な余裕が創出されたという事例も報告されています。

現場でノーリフティングケアの導入を推進するためには管理側の意識は当然重要ですが、職員の皆さんの協力も不可欠です。働き方を変えるのは大変な苦労があると思われるかもしれませんが、労使で協力し、職場環境をよりよくしましょう。



利用者のことを考えると、ノーリフティングケアは人のぬくもりがない介助だと感じる

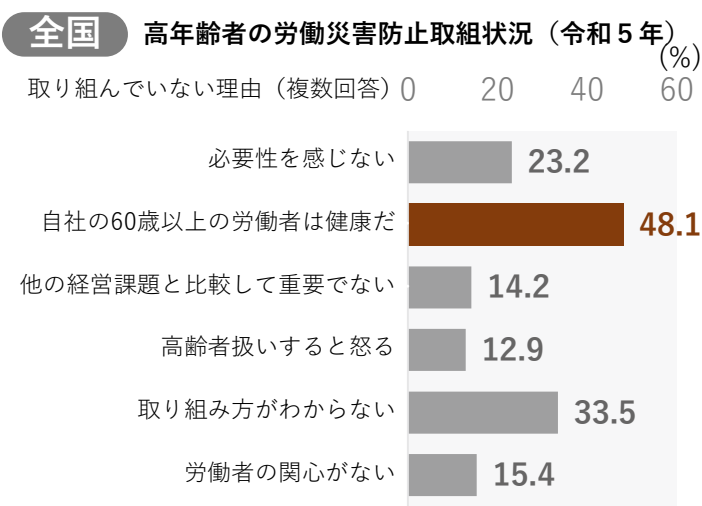
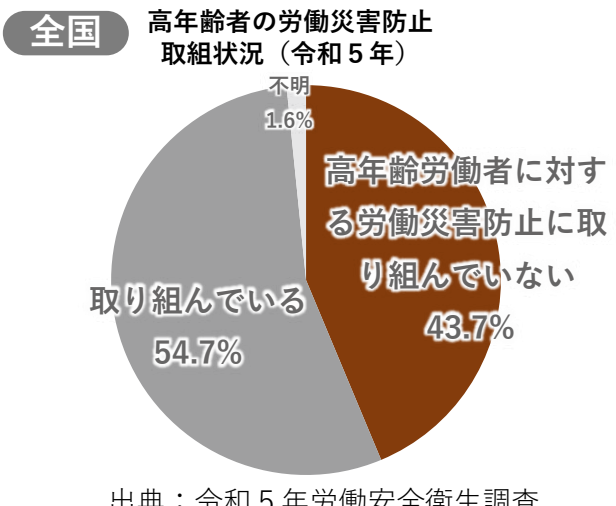
人のぬくもりのない介護は利用者のためにならない、という意見もあるかと思います。しかし、ノーリフティングケアによって、①できることを自分で行う手助けになる（自立支援）②ケア中の痛みを軽くしたり、身体に力が入って関節の動きが制限されることを予防する（二次障害予防）③皮膚の損傷や転倒による骨折等のリスクが抑えられる（トラブルの予防）④同性介助ができるようになる（利用者の尊厳を守る）など、利用者にとっても多くのメリットがもたらされます。利用者の理解も得ながら、皆様の職場でノーリフティングケアを推進していきましょう。

はたらく高年齢労働者の健康と安全

「自分は、我が社は大丈夫。」と思っていないか？

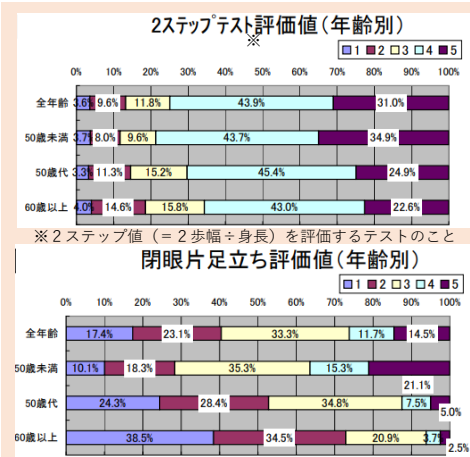
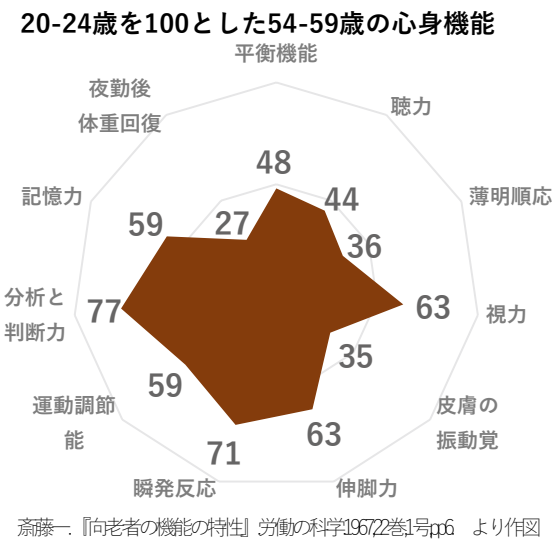
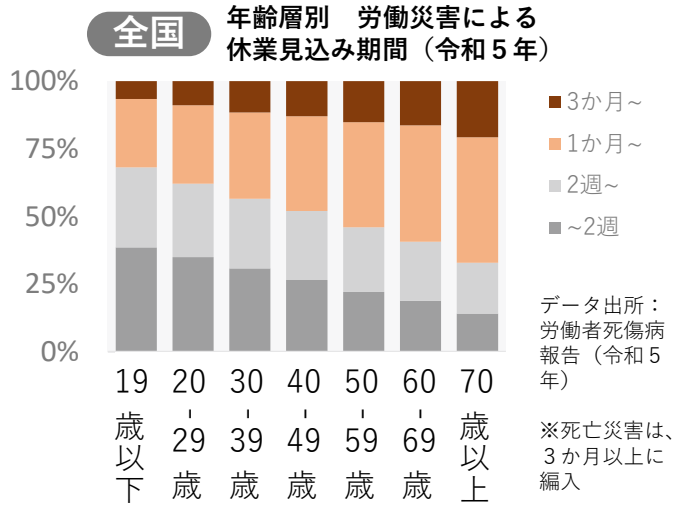
高年齢労働者への労働災害防止対策の取組が進んでいない

令和5年に厚生労働省が行った調査の結果によると、60歳以上の労働者が所属している事業場のうち、高年齢労働者に対する労働災害防止に取り組んでいないと回答した事業場の割合は43.7%に上りました。取組を行っていない事業場にその理由を尋ねたところ、「自社の60歳以上の労働者は健康だから」と回答した事業場が半数近くを占めています。



「自社の60歳以上の労働者は健康だから」は本当か？

高年齢労働者の労働災害発生率の高まりには、個人によりばらつきはあるものの、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能の低下により、けがをしやすくなったり、けがをした時に重症化しやすくなったりするなど、労働災害リスクが高くなるためと考えられます。実際に、複数の調査で年齢が高まるほどに、身体機能が低下しているという結果が報告されていますし、年齢を重ねるほど、労働災害の休業見込み期間が長くなっていることが統計上も明らかになっています。



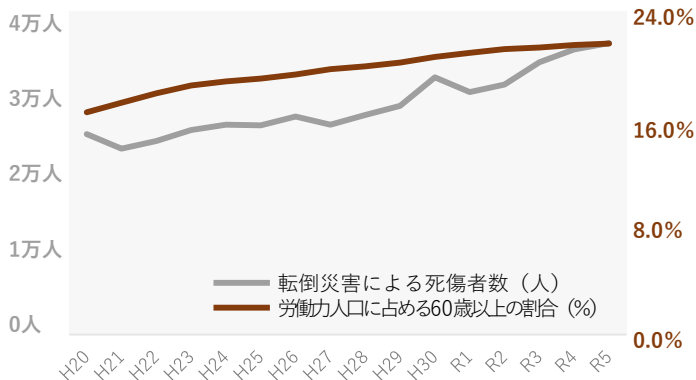
出典：中央労働災害防止協会「高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書」（平成22年）

※評価1,2がハイリスク、3～5がローリスクを示す。

高齢労働者の転倒災害が減らない理由は？

全国

転倒災害による死傷者数と
労働力人口に占める60歳以上の割合

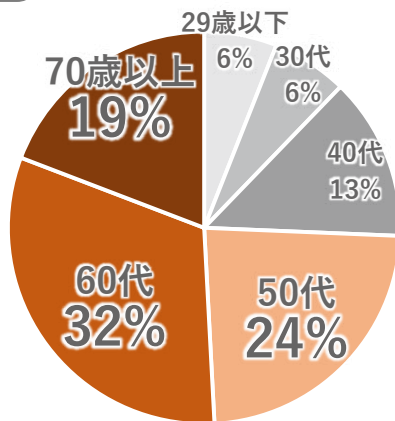


※死傷者数の出典は労働者死傷病報告

※労働力人口に占める60歳以上の割合の出典は総務省「労働力調査」

大分県

転倒災害の被災者の年代別割合 令和6年



出典：労働者死傷病報告

全国の統計を見ると転倒災害による死傷者数の増加と労働力人口に占める60歳以上の割合の増加にはかなり強い正の相関関係がみられます。

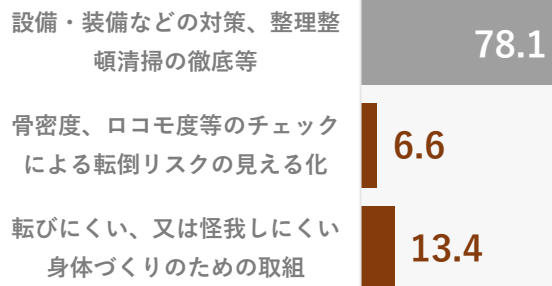
また、全国的にも大分県内においても転倒災害の被災者は高齢労働者の割合が高い状況であり、高齢労働者の労働災害発生率の上昇に、転倒災害の発生率の上昇が大きく関係していることは先ほどお示ししたとおりです。

このように高齢労働者の転倒災害が増加している最大の理由は、高齢労働者の特性に配慮した対策に取り組んでいる事業場がまだまだ少ないということに加え、転倒災害防止の取組を行っている事業場においても設備・装備の対策や整理整頓の徹底等（ハード面）の対策を行っている事業場がほとんどで、労働者の高齢化に伴う身体機能の低下（ソフト面）の対策はほとんど行われていない、ということが挙げられます。

転倒災害の半数を占めるつまづきの転倒災害は、ハード面とソフト面の両面から総合的な対策を行うことが重要です。引き続き、ハード面の対策に取り組んでいただくとともに、併せてソフト面の対策にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

全国

労働者の転倒防止対策の取組状況 (%)



出典：令和5年労働安全衛生調査

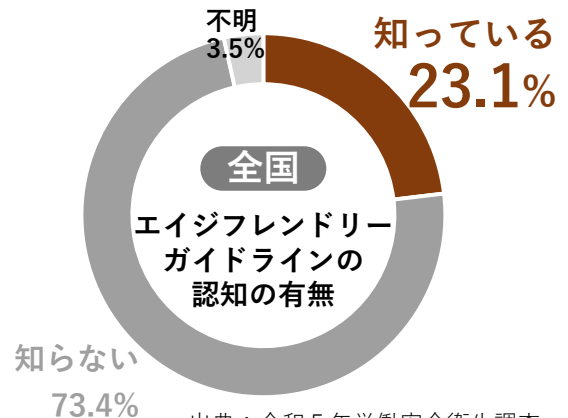
決して高くないエイジフレンドリーガイドラインの認知度

厚生労働省では、高齢労働者の労働災害防止のため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（以下、「エイジフレンドリーガイドライン」という）に基づく取組を進めています。

エイジフレンドリーガイドラインでは①安全衛生管理体制の確立②職場環境の改善③健康や体力の状況の把握④健康や体力の状況に応じた対応⑤安全衛生教育などの内容が定められており、ハード面・ソフト面の双方の対策を行うことを求めています。

また、本件ガイドライン推進のために設けられたエイジフレンドリー補助金では、今年度にはリスクアセスメントで優先順位が高いと判定された措置について高い助成率で助成を行うハード面への効果的な対策の実施を補助するものが新設され、既設のものでは、ソフト面へアプローチを助成するコースもあります。（詳細は次頁）

本件ガイドラインに沿った高齢労働者の労働災害防止対策の実施とエイジフレンドリー補助金の活用をお願いします。



出典：令和5年労働安全衛生調査

働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場を目指しましょう

ガイドライン全文



》》》 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

ガイドラインで示す事業者の取組

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる所信表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。



● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する。



警報音は中低音域に、パトライトは有効視野を考慮する。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時及び定期的健康診断を確実に実施するとともに高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。



※健康情報等を取り扱う際は、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

転倒等リスク評価
セルフチェック票



片足立ち 開眼又は閉眼で何秒立てるかを計測

4 健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針 (メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

エイジフレンドリー補助金のご案内

申請期限

令和7年
10/31

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高齢労働者の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆様を支援します。

	NEW ①総合対策コース	②職場環境改善コース	③転倒防止・腰痛予防のための運動指コース	④コラボヘルスコース	
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小企業事業者（下記の表参照）で、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除き、以下の労働者を雇用していること				
	・ 高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労している ・ 高年齢労働者が対策を行う作業に就いている		労働者が常時1名以上就労している（年齢制限なし）		
補助対象概要と具体例	①労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費②専門家によるリスクアセスメントの結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に対する経費（機器等の導入、工事の施工等） 労働安全衛生の専門家とは？ 本コースにおいては ・ 労働安全コンサルタント ・ 労働衛生コンサルタント のことを指します。 詳しくは以下もご参照ください  補助金特設ページ  Q&A		高年齢労働者が安全の身体機能の低下を補う設備・装置の導入又はその他の労働災害防止対策が対象 転倒・墜落災害防止対策 ・ 作業場所の床や通路のつまづき防止のための対策 ・ 作業場所の床や通路のすべり防止のための対策 など 動作の反動・無理な動作対策 ・ パワーアシストスーツの導入 ・ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台の設置 ・ 介護における移乗介助、入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入 など 熱中症防止対策 ・ 体温を下げるための機能のある服やスポットクーラー等の導入 ・ 熱中症の初期症状等体調の急変を把握するためのウェアラブル端末 ・ JIS規格に適合したWBGT指数計の導入 など	転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家による①身体機能のチェック及び②専門家による運動指導に要する経費（役員、派遣労働者を除き5名以上の労働者に対する取組が対象） ※オンライン開催は対象外です。 ※①又は②の片方しか行わないものは対象外です。 ※このコースでは運動器具などの物品購入はできません。 専門家とは？ 本コースにおいては、医師、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、転倒予防指導士、などのことを指します。	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費が対象 健康教育 ・ 健康診断結果等を踏まえた産業医、保健師等による禁煙指導、メンタルヘルス対策等の教育、研修等 システムの導入 ・ 健康診断結果等を電子的に保存及び管理し、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等を行うシステムの導入 栄養・保健指導
	補助率	補助率 4 / 5		補助率 1 / 2	
上限額	上限額100万円（消費税除く）			上限額30万円（消費税除く）	

注意 ● 複数コース併せての申請はできません。 ● 予算に限りがあるため、申請期限より前に受付を終了する場合があります。

事項 ● 申請内容を審査した上で、交付を決定するもので、全ての申請者に交付されるものではありません。

対象となる中小企業事業者の範囲 いずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

業 種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

申請先・お問合せ先

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請担当 TEL03-6381-7507

受付時間

平日 10～12時、13～16時

支払担当 TEL03-6809-4085

休日

土日祝、8/13～16、12/30～1/3

「令和7年4月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されています」

事業者が行う退避や 立入禁止等の措置について (一人親方等に対する立入禁止措置について)

? なぜ今般の改正が行われたのか

令和3年5月17日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、①労働安全衛生法（以下「法」という。）22条に基づく揭示義務規定は、作業場所における危険性に着目した規制であってその危険性にさらされる者が労働者に限られないことを考慮すると、その場所で作業する者であって労働者でない者も保護する趣旨のものと解することが相当である②国は省令を制定して揭示の内容をより具体的なものにすべきであったとして国の賠償責任が認められました。（法22条に関連する措置義務については令和3年4月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、既に義務化されています。）

この最高裁判決を踏まえ、法22条以外の規定についても、法25条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や法20条、21条に基づく「立入禁止等」の規定は作業場所の管理権限に着目した規制であってその危険性・有害性にさらされる者は労働者に限られないことから、今般の省令改正が行われました。



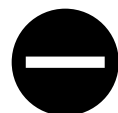
何の義務が新たに課せられたのか

場所に関わる危険（立入禁止、退避等）の防止

自らが行う特定の業務又は作業から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務（ただし、場所の管理権限に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る）を課すこととなり、具体的には下記ア～キのとおり。

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

労働者以外の者を含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示しなければならない。



イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に登場することを禁止しなければならない。

ウ 事故発生時の退避の対象拡大

特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに、労働者以外の者を含めて当該場所で作業を行う者を退避させなければならない。

エ 退避に関連する措置の対象拡大

労働者以外の者を含めて避難用器具を備付けや備付け場所及び使用方法の周知、避難訓練の実施などの措置を講じなければならない。

オ 特定の場所での火気使用禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて火気使用禁止場所での喫煙など火気を使用することを禁止しなければならない



カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大

労働者以外の者を含めて、悪天候時に特定の作業を行わせてはならない。

キ 表示による必要事項の周知の対象拡大

化学設備に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項を労働者以外の者も含めて見やすい位置に表示しなければならない。



退避・立入禁止の法改正に関するよくあるご質問

Q1 今回の改正で労働安全衛生法の措置義務が拡大されると聞きました。令和7年4月1日からは、一人親方等が現場でケガをしたら、労働者死傷病報告も出さないといいませんか？

A.不要です。

今回の改正で新たに義務化されるのは、場所の管理権限に基づく措置に限定されています。したがって、労働安全衛生法のすべての措置義務の対象が拡大されたわけではありません。

ただし、令和7年5月8日に成立した改正労働安全衛生法によって、業務上災害についての報告など一部の規定が一人親方等を含める形で拡張されました。なお、一人親方等の業務上災害の報告については令和9年1月1日から施行される予定です。

Q2 今回の改正で、条文に「立ち入ることについて、禁止するの旨を…表示する」という表現が多用されていますが、いかなる場合でもそのような表示さえされていればいい、と考えてよいですか？

A.必ずしもそういうわけではありません。

今回の改正で使用されているご質問の表現は、立入禁止や火気使用禁止を必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められることを改めて条文上明示したにすぎません。したがって、立入禁止の方法はバリケードや柵等の設置、出入口の施錠など実態に即した方法から選定することとしてください。

Q3 今回の改正で立入禁止や火気使用禁止措置等の対象が労働者以外の者に拡大されたことは理解できたが、労働者以外の者とは具体的にどういう人を言うのですか？

A.作業の内容にかかわらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる）に従事する者をいい、例えば次のような方々をいいます。

- ①当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ②当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④当該場所に荷物を搬入する者

Q4 建設業や造船業の現場など、重層請負の場合、今回の改正の措置義務者は誰になりますか？

A.法定の業務又は作業を行う全ての事業者が措置義務者になります。

今回の改正により機械等を使用するなど特定の業務又は作業により危険が生じる場所において労働者以外の者に対して立入禁止等の措置を講じなければならなくなりましたが、この措置義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者がその責任を負います。

なお、複数の事業者が当該業務又は作業を行うために、措置義務者が複数にわたる場合には、共同で立入禁止の措置を講じても差し支えありません。

また、今回の改正は元方事業者に係る措置義務は新設されていませんが、元方事業者は法29条により関係請負人が法やそれに基づく命令に反しないよう必要な指導を行わなければならないとされており、関係請負人が今回の改正による措置を行っていなかった場合には当該指導の対象となりますので、ご注意ください。

Q5 今回の改正により、外部の業者に請負契約で仕事を依頼した場合には発注者が必ず措置義務を負うことになるのですか？

A.必ずしもそうとは限りません。

今回の改正により自らが行う特定の業務又は作業に伴う危険を防止するため、労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止等の措置を講ずることが新たに義務付けられることになりますが、当該業務又は作業を自らは行わず、当該業務又は作業が行われる場所の管理も含め、そのすべてを請負人に請け負わせている場合には、当該請け負わせた業務又は作業については事業者としての立場は有さず、法20条や法21条の適用対象とはならないことから、改正省令により新たに課される義務の対象とはなりません。なお、元方事業者の措置義務についてはQ4参照。

その他の詳細については以下の二次元バーコードから厚生労働省HPでもご確認いただけます。



STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



◀キャンペーン実施要綱

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組期間



キャンペーン期間 5～9月 にすべきこと



STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握(地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効)

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減



準備期間に検討した設備対策(簡易な屋根、通風又は冷房設備、散水設備の設置、冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保など)を実施



服装



準備期間に検討した服装(透湿性と通気性の良い服装や身体を冷却する機能を持つ服など)を着用



空調服
フルハーネス対応

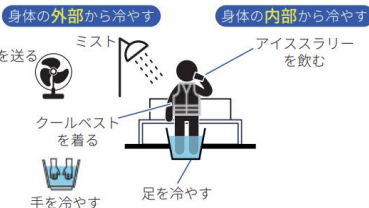


クールベスト

プレクーリング



作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



休憩場所の整備



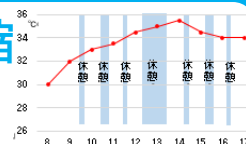
準備期間に検討した休憩場所(冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保など)を実施



作業時間の短縮



暑さ指数に応じた休憩、作業中止を行う



日常の健康管理



当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

健康診断結果に基づく対応



次の疾病を持つ方には医師等の意見を踏まえて配慮 ①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経系の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢

作業中の労働者の健康状態の確認



巡視を頻繁に行い声を掛ける、「バディ」を組む等労働者に互いの健康状態に留意するよう指導

異常時の対応



予め作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底。少しでも本人や周りが異変を感じたら、予め作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応

次の見開き頁の法改正の内容も要チェック▶

重点取組期間

7月

にすべきこと

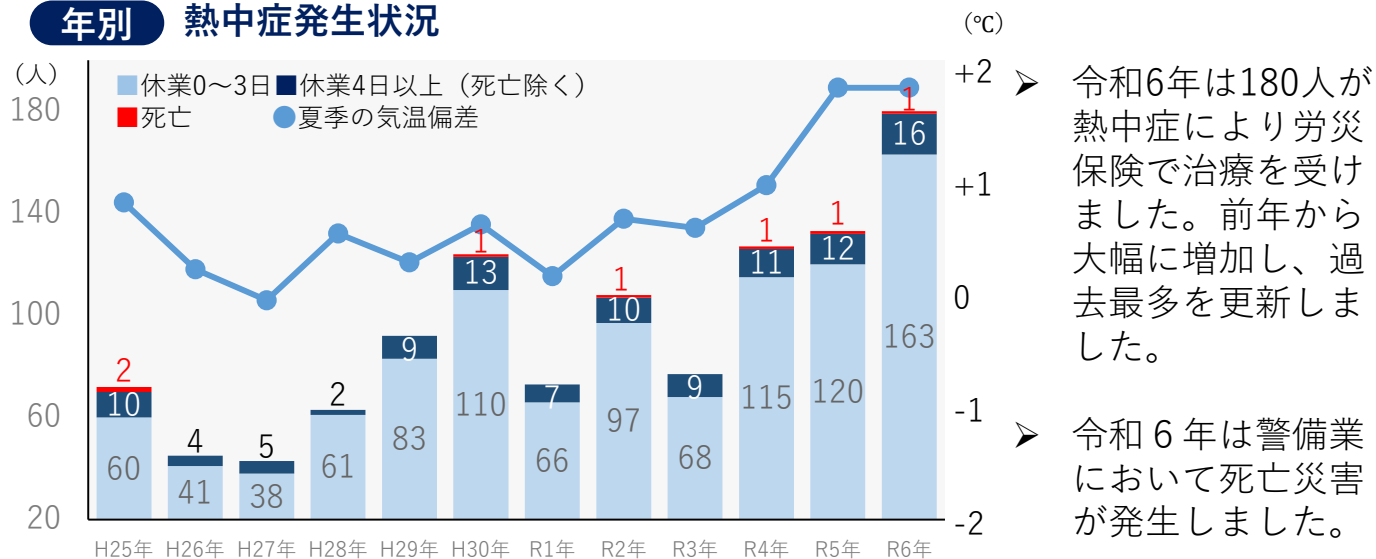


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

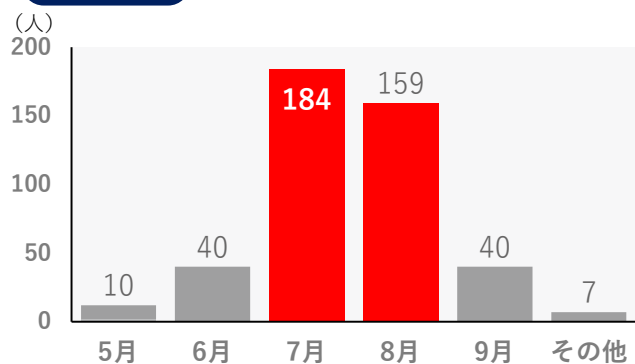
大分県の職場における熱中症発生状況

※労働者死傷病報告、療養の給付請求書により把握した件数※「過去3年」は令和4年、令和5年、令和6年の集計値
気温偏差は気象庁データ（平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差）

年別 熱中症発生状況

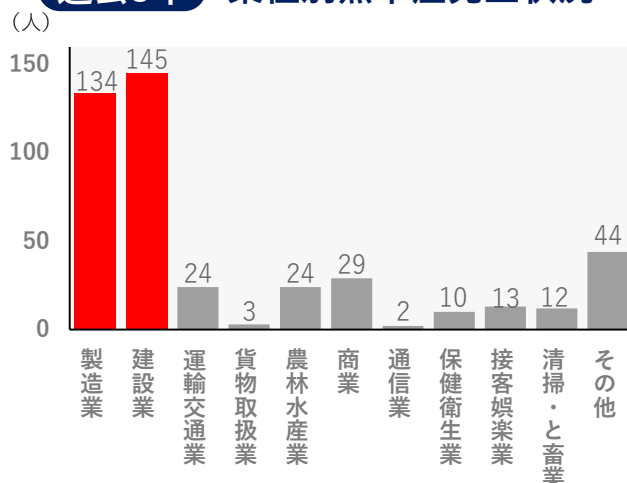


過去3年 月別熱中症発生状況



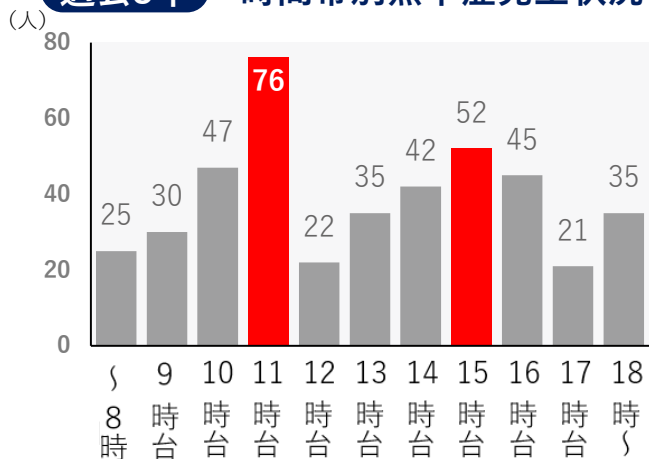
- 7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間（7月）の予防対策を徹底することが重要です。

過去3年 業種別熱中症発生状況



- 製造業と建設業の合計で6割以上を占めます。

過去3年 時間帯別熱中症発生状況



- 11時台と15時台に発生ピークが見られます。効果的な休憩取得の目安としてください。

過去3年 労働者年齢別熱中症発生状況



- 20代が最も多く、夏季の作業経験が少ないことが原因と推定されます。

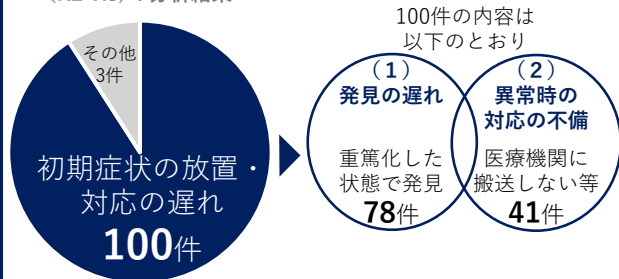
「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について

? なぜ熱中症対策の強化が必要なのか

- ・全国における死亡災害が3年連続30件台で推移し、多発している状況
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍という推計も
- ・死亡者の7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

熱中症死亡災害
(R2-R5)の分析結果



ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

! 早急に求められる対策

・職場における 熱中症予防基本対策要綱



要綱の詳細
はコチラ

1 暑さ指数の活用

それでも
WBGT基準値
を超える場合

- ①暑さ指数計や熱中症予情報サイト等で暑さ指数を把握
- ②要綱の表1-1のWBGT基準値と把握された暑さ指数を比べ、暑さ指数がWBGT基準値を超える場合には作業場所の暑さ指数を下げる、身体作業強度の低い作業に変更する

2 熱中症予防対策

- ①作業環境管理
- ②作業管理
- ③健康管理
- ④安全衛生教育
- ⑤応急処置

などの熱中症予防対策を行う

・STOP!熱中症クールワークキャンペーン実施要綱（詳細は前頁に記載）

で実施を求めている事項のほか、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない) ための
適切な対策の実施が必要**



今回の労働安全衛生規則の改正について（令和7年6月1日施行）

熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の措置が事業者には義務付けられます。

1 体制整備・周知

- ①熱中症の自覚症状がある作業員
- ②熱中症のおそれがある作業員を見つけた者

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を予め定め、関係作業員に周知すること

※報告を受けるだけでなく、作業巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などによって積極的に熱中症の症状のある作業員を把握するよう努めてください。

2 手順作成・周知

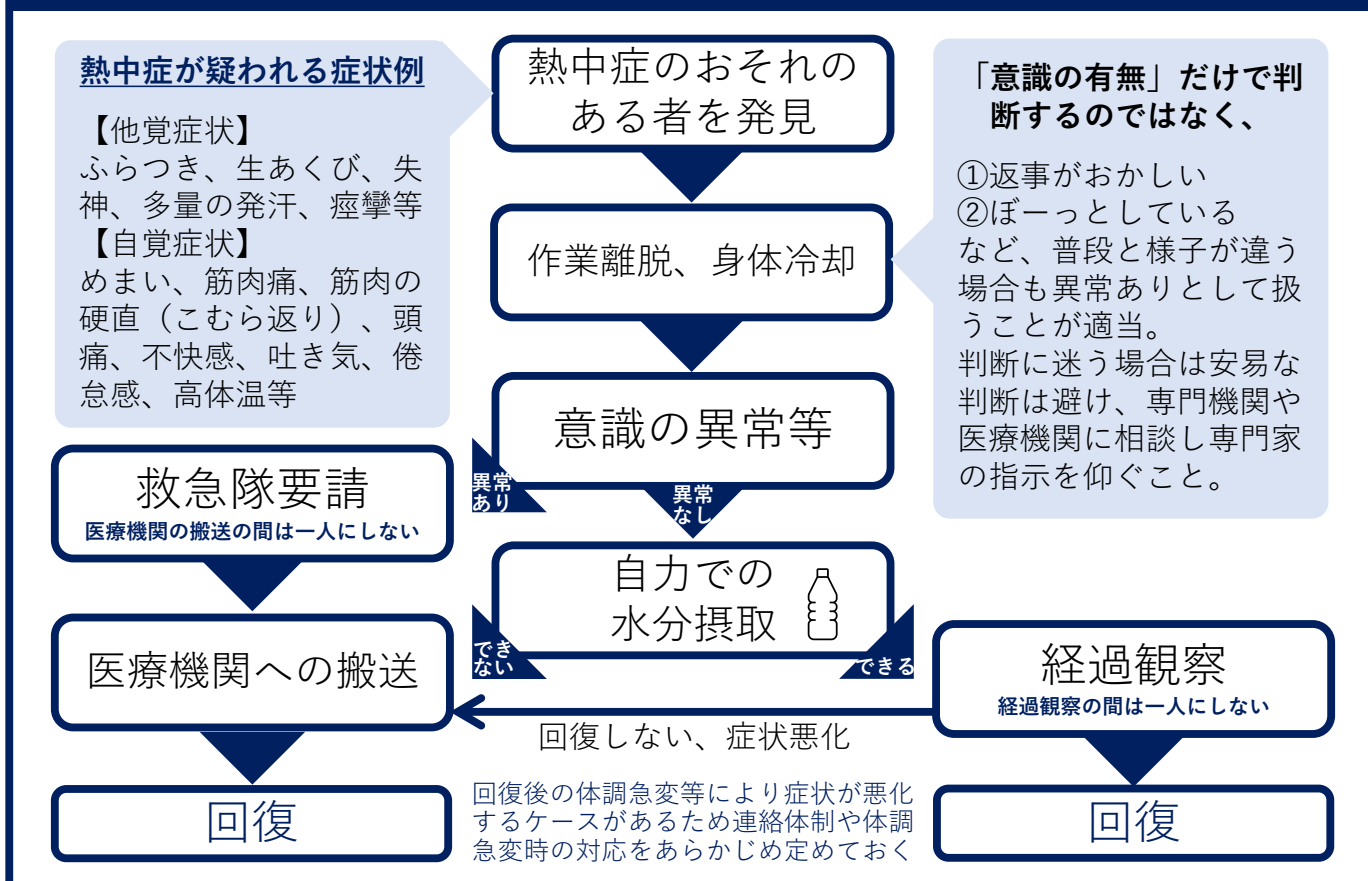
熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に

- ①緊急連絡網、緊急搬送先
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重症化を防止するための措置の実施手順

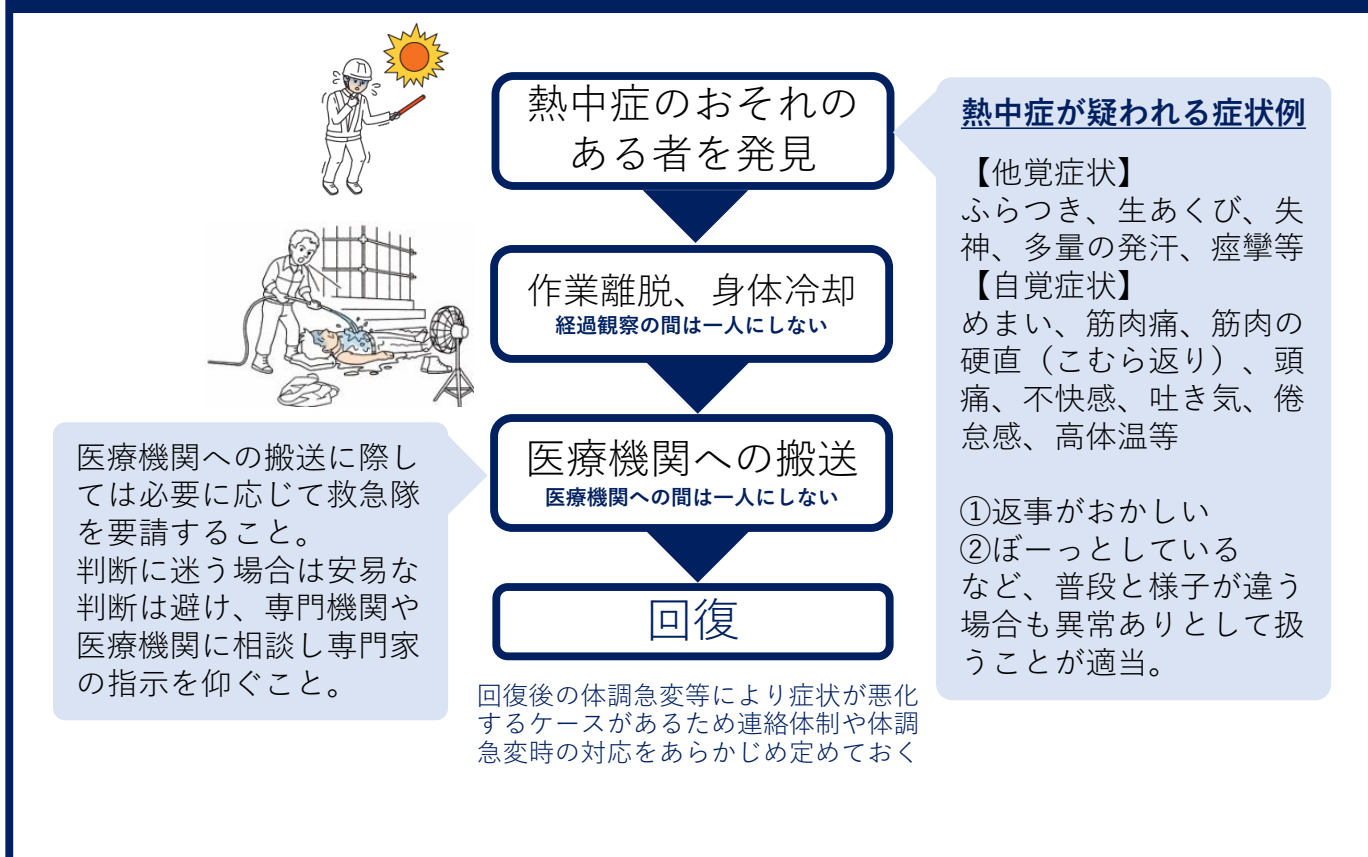
を予め作成し、関係作業員へ周知すること（次頁に参考フロー掲示）

対象となるのは、「①WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で
②連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図①）



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図②）



※フロー図①、②ともに参考例であり、現場の実情に合ったものを定めることとしてください。

大分労働局

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	安全衛生課 ☎097-535-1513	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2F	☎0979-22-2720	中津市・豊後高田市 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F	☎0972-22-3421	佐伯市・臼杵市 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61	☎0973-22-6191	日田市・玖珠町・九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4F	☎0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6F	☎097-536-3213	

Instagramはじめました

＼ follow us ／



oita.roudoukyoku